

新潟大学サポーター倶楽部規約

(名称)

第1条 本会は、新潟大学サポーター倶楽部と称する。

(趣旨・目的)

第2条 地域の中核を担い国際社会で活躍する人材を輩出するため、新潟大学が行う「学生の修学支援」「国際交流」「教育施設整備」の推進について、「新潟大学基金」への寄附を通じた支援を行うとともに、会員への情報発信により新潟大学と会員及び地域社会の連携と発展を目指す。

(会員)

第3条 本会の会員とは、倶楽部設立の目的に賛同し、継続して新潟大学への支援を行う法人、団体及び個人をいう。

(会費)

第4条 会費は法人、団体及び個人とも年間分とし、全額を新潟大学基金に寄附するものとする。

2 会費については次のとおりとする。

- (1) 法人、団体会員 年間 1口 5万円
- (2) 個人会員 年間 1口 1万円

(活動)

第5条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 幹事会
- (2) 倶楽部報告会
- (3) その他本会の目的を達成するために必要な活動

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 幹事

2 会長は新潟大学長が務めるものとし、幹事は会長が委嘱する。

3 会長は会務を総理するとともに本会を代表し、幹事は会長を補佐する。

4 会長、幹事は会員の募集に努めるものとする。

5 幹事の任期は2年とし、再任を妨げない。

(幹事会)

第7条 会長は毎年1回幹事会を開催し、本会及び新潟大学基金の収支状況や基金を活用した事業について報告する。

(倶楽部報告会)

第8条 会長は毎年1回倶楽部報告会を開催し、本会及び新潟大学基金の収支状況、基金を活用した事業について報告するとともに、情報交換会を開催する。

(事務局の設置)

第9条 本会の事務局は、新潟大学サポーター連携推進室に置く。

2 本会の事務局長は、新潟大学サポーター連携推進室長をもって充てる。

(事業年度)

第10条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わるものとする。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附則

この規約は平成28年3月4日から施行する。